

令和3・4年度(第4期)

島根県要約筆記者養成講習会

—要約筆記者は、聴覚障がい者の権利を守り、

文字によって質の高い通訳サービスの提供に努める専門職です—

受講者募集

◆◆募集案内◆◆

開催期間	令和3年10月9日(土)～令和4年11月19日(土) 詳しくは日程表(募集要項)をご覧ください。
主会場	いきいきプラザ島根(松江市東津田町1741-3)
費用	受講料無料。ただしテキスト代(3670円)、教材等の一部をご負担ください。
対象者	島根県在住の18歳以上で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する方。 講習会修了後、「全国統一要約筆記者認定試験」を受験し、島根県意思疎通支援者(要約筆記者)として活動できる方。 その他詳しい要件は、募集要項をご覧ください。
募集人数	手書き・パソコン 各コース16名に満たない場合は開講しません
申し込み	所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送またはご持参ください。 申込締切:9月10日(金)
申し込み先 問い合わせ先	受講に際してご質問等がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。 島根県聴覚障害者情報センター(担当:上谷) 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3階 TEL:0852-32-5960 FAX:0852-32-5961 Mail:center@shimane-choukaku.jp URL:http://www.shimane-choukaku.jp/

関心のある方は
どなたでも
ご参加ください

オリエンテーション&見学会

★講習会についての説明と要約筆記の見学を行います★

日時: 7月17日(土) 10:00~12:00

場所: いきいきプラザ島根 405 研修室

■お申し込み・お問い合わせ

島根県聴覚障害者情報センター

TEL:0852-32-5960 FAX:0852-32-5961

Mail:center@shimane-choukaku.jp

締切:7月14日(水)

参加
無料

裏面も
ご覧ください☆

1日
限り

要約筆記者を目指しませんか？

～ 聴覚障がい者のためのコミュニケーション保障に興味のある方へ ～

📎 要約筆記とは？

話しの内容をその場で要約し、文字にして伝える通訳です。手書きとパソコンによる方法があります。1960年代に考案され、現在は手話通訳と同様に福祉サービスとして行われています。



📎 聴覚障がいて？

聴覚障がいには、まったく聞こえない場合や聞こえにくい場合があります。聞こえにくい場合は、その人によって、聞き取れない音や声、聞こえ方に違いがあります。コミュニケーションの方法も手話や筆談、口話など人によってさまざまです。

聴覚障がいは外見からはわかりにくい、「見えない障がい」です。周囲の人に気づいてもらいにくく、「挨拶をしたのに無視された」などと誤解されることもあります。呼びかけや放送、クラクションやベルなど、周囲の状況を音で判断することができません。

銀行や病院の窓口で名前を呼ばれてもわからない、声で説明されても聞こえない、周りの人がなぜ笑っているのかわからない…日常生活は音や声による情報が多く、生活のしづらさを抱えています。

📎 聴覚障がい者のコミュニケーション方法 ()内は構成比(%)

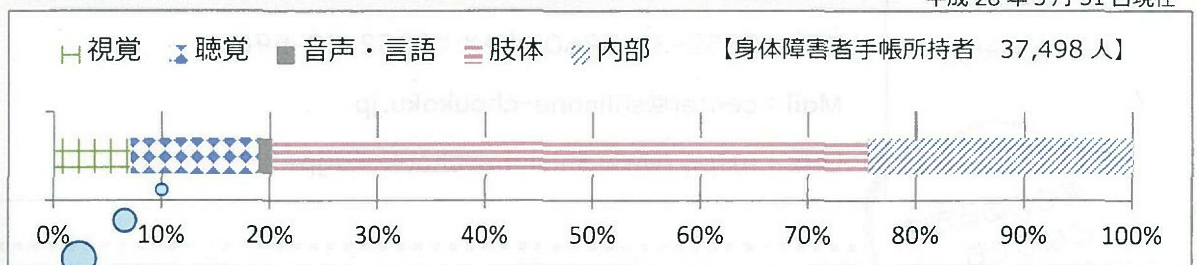
総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他
338	234	102	32	64	23
(100.0)	(69.2)	(30.2)	(9.5)	(18.9)	(6.8)

厚生労働省 平成18年 身体障害児・者実態調査結果より

実は、手話を主なコミュニケーション方法とする人は、全体の2割程度です。中途失聴・難聴者にとって手話を習得することは簡単ではありません。筆談や要約筆記を必要とする人の方が多いという結果が示されています。

📎 島根県内の聴覚障がい者・要約筆記者の人数

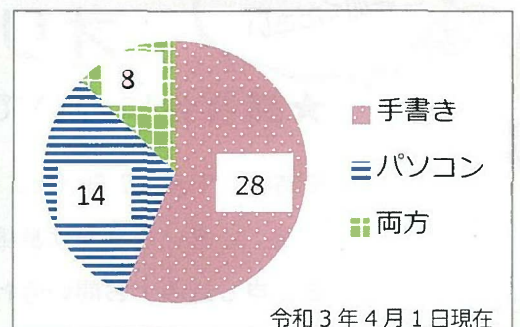
平成28年3月31日現在



聴覚・平衡機能障がい
4,448人 (11.9%)

県内の要約筆記者は50名です。障害者差別解消法施行後、活躍の場が広がっており、通訳内容も多様化しています。

利用者のニーズに応えられる専門性の高い人材の確保が急がれます。



令和3年4月1日現在

📎 要約筆記者の役割は？活躍の場は？

市町村または聴覚障害者情報センターから派遣依頼を受けて、県内各地で各種の講演会、会議、職場研修、病院、学校などさまざまな場面で活躍しています。通訳活動以外にも、社会に向けて聴覚障がいへの理解を求める啓発活動も要約筆記者の大切な役割となっています。

裏面もご覧ください